

鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、就学支援分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、「障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の判別並びに就学先決定及び転学等の検討に関する事項」について、次に掲げる者を対象として調査審議する。

- (1) 市町村（学校組合）教育委員会と本人・保護者の間で、就学について合意形成が難しい者
- (2) 中学校から特別支援学校高等部へ進学する場合、重複認定が必要な者
- (3) 特別支援学校長からの申請に基づいた教育の場の変更が必要な者
- (4) 就学猶予・免除の判断が困難な者
- (5) 市町村（学校組合）教育委員会において決定した認定特別支援学校就学者のうち、特別支援学校長から審議の申し出のあった者
- (6) その他、県教育委員会が審議が必要だと判断した者

(組 織)

第3条 分科会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、県教育委員会が任命する。

- (1) 医師
- (2) 特別支援教育に関し知識経験を有する者
- (3) 児童福祉施設又は児童相談所の職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 分科会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 分科会に部会を置き、緊急に処理を要する事項については、部会の議決をもって分科会の議決に代えることができる。

2 部会の名称は次の表の左欄に掲げるとおりとし、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
視覚障がい部会	視覚障がいのある幼児児童生徒に関する事項を調査審議すること。
聴覚障がい部会	聴覚障がいのある幼児児童生徒に関する事項を調査審議すること。
知的障がい部会	知的障がいのある幼児児童生徒に関する事項を調査審議すること。
肢体不自由部会	肢体不自由のある幼児児童生徒に関する事項を調査審議すること。
病 弱 部 会	病弱及び身体虚弱である幼児児童生徒に関する事項を調査審議すること。

3 前項に定めるもののほか、分科会において必要があると認めるときは、その他の部会を置くことができる。

4 部会に属する委員は、会長が指名する。

5 部会に部長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

6 部長は、当該部会の事務を掌理する。

7 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部長の指名する者がその職務を代理する。

- 8 部会の会議は、会長が招集し、部長が議長となる。
- 9 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第8条 教育長は、分科会の調査審議にあたり、対象となる幼児児童生徒の障がいの状態を把握することが必要と認める場合は、県立特別支援学校に在籍する職員で、かつ学校長の推薦を受けた者に調査を依頼することができる。

2 調査員は、県立特別支援学校に在籍する職員で、かつ学校長の推薦を受けた者を教育長が委嘱する。ただし、委嘱する調査員は1校につき1名までとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会が定める。

(附則)

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。